

鋼船規則検査要領

M 編 溶接

要
領

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 達 第 16 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022年6月30日 達 第16号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

M 編 溶接

M2 溶接工事

M2.1 一般

M2.1.1 を次のように改める。

M2.1.1 適用

-1. ~~規則 M 編 2.1.1-3.において、ステンレス圧延鋼材及びアルミニウム合金材並びにステンレス鋼管、ボイラ及び熱交換器用鋼管、圧力配管用鋼管、管寄材及び低温用鋼管等~~に対する溶接材料の使用は、次の-2.から-45.に掲げるところによる。

-2. ステンレス圧延鋼材
(1)及び(2)は省略)

-3. アルミニウム合金材
(1)及び(2)は省略)

-4. ステンレス鋼管、ボイラ及び熱交換器用鋼管、圧力配管用鋼管、管寄材及び低温用鋼管

溶接材料は、原則として、鋼管又は管寄材の種類に応じて表 M2.1.1-1.又は表 M2.1.1-3.に従い選定すること。ただし、溶接材料の選定の妥当性を示す技術資料を提出し、本会が適当と認めた場合、その他の組合せとすることができる。

-5. ボイラ用圧延鋼板及び圧力容器用圧延鋼板

溶接材料は、原則として、鋼材の種類に応じて表 M2.1.1-4.に従い選定すること。ただし、溶接材料の選定の妥当性を示す技術資料を提出し、本会が適当と認めた場合、その他の組合せとすることができる。

表 M2.1.1-1. 溶接材料の選定 (ステンレス圧延鋼材及びステンレス鋼管)
(表及び備考は省略)

表 M2.1.1-2. 溶接材料の選定 (アルミニウム合金材)
(表及び備考は省略)

表 M2.1.1-3.を次のように改める。

表 M2.1.1-3. 溶接材料の選定
(ボイラ及び熱交換器用鋼管, 圧力配管用鋼管, 管寄材及び低温用鋼管)

母材の種類	母材の材料記号	適用できる溶接材料の記号 ⁽¹⁾
ボイラ及び熱交換器用 鋼管, 圧力配管用鋼管, 管寄材	<i>KSTB33, KSTB35, KSTPG38, KSTS38, KSTPT38</i>	1, 2, 3, 51, 52, 53, 54, 52Y40, 53Y40, 54Y40, <u>55Y40</u> , L1, L2, L3
	<i>KSTB42, KSTPG42, KSTS42, KSTPT42, KBH-1</i>	51, 52, 53, 54, 52Y40, 53Y40, 54Y40, <u>55Y40</u> , L2, L3, 2Y42, 3Y42, 4Y42, 5Y42
	<i>KSTS49, KSTPT49, KBH-2</i>	51, 52, 53, 54, 52Y40, 53Y40, 54Y40, <u>55Y40</u> , L3, 2Y42, 3Y42, 4Y42, 5Y42
低温用鋼管	<i>KLPA</i>	L1, L2, L3, 54, 54Y40, <u>55Y40</u>
	<i>KLPB, KLPC</i>	L2, L3
	<i>KLP9</i>	L91, L92

(備考)

- (1) 表中の記号は、表 M6.1, 表 M6.12, 表 M6.21, 表 M6.29 及び表 M6.58 に示す溶接材料の記号のうち、末尾の表示が同じ溶接材料を示す。(例：表中「3」の記号は *KMW3, KAW3, KSW3* 及び *KEW3* を、「L3」の記号は *KMWL3, KAWL3* 及び *KSWL3* を、「3Y42」の記号は *KMW3Y42, KAW3Y42* 及び *KSW3Y42* を示す。)

表 M2.1.1-4.として次の表を加える。

表 M2.1.1-4. 溶接材料の選定
(ボイラ用圧延鋼板及び圧力容器用圧延鋼板)

母材の種類	母材の材料記号	適用できる溶接材料の記号 ⁽¹⁾
ボイラ用圧延鋼板	<i>KP42</i>	51, 52, 53, 54, 52Y40, 53Y40, 54Y40, 55Y40, L2, L3, 2Y42, 3Y42, 4Y42, 5Y42
	<i>KP46, KPA46, KP49, KPA49</i>	51, 52, 53, 54, 52Y40, 53Y40, 54Y40, 55Y40, L3, 2Y42, 3Y42, 4Y42, 5Y42
圧力容器用圧延鋼板	<i>KPV24⁽²⁾</i>	2, 3, 52, 53, 54, 52Y40, 53Y40, 54Y40, 55Y40, 2Y42, 3Y42, 4Y42, 5Y42
	<i>KPV32⁽³⁾</i>	52, 53, 54, 52Y40, 53Y40, 54Y40, 55Y40, 2Y42, 3Y42, 4Y42, 5Y42
	<i>KPV36</i>	63Y47, 2Y42, 3Y42, 4Y42, 5Y42, 2Y46, 3Y46, 4Y46, 5Y46, 3Y50, 4Y50, 5Y50
	<i>KPV42, KPV46</i>	63Y47, 3Y50, 4Y50, 5Y50, 3Y55, 4Y55, 5Y55
	<i>KPV50</i>	3Y55, 4Y55, 5Y55, 3Y62, 4Y62, 5Y62

(備考)

- (1) 表中の記号は、表 M6.1, 表 M6.12, 表 M6.21, 表 M6.29 及び表 M6.58 に示す溶接材料の記号のうち、末尾の表示が同じ溶接材料を示す。(例：表中「3」の記号は *KMW3, KAW3, KSW3* 及び *KEW3* を、「L3」の記号は *KMWL3, KAWL3* 及び *KSWL3* を、「3Y42」の記号は *KMW3Y42, KAW3Y42* 及び *KSW3Y42* を示す。)
- (2) 表中の記号のうち「2, 3, 52, 53, 54, 52Y40, 53Y40, 54Y40, 55Y40」は、*KMW* 及び *KSW* のみに適用する。
- (3) 表中の記号のうち「52, 53, 54, 52Y40, 53Y40, 54Y40, 55Y40」は、*KMW* 及び *KSW* のみに適用する。

附 則

1. この達は、2022年7月1日から施行する。
2. 施行日前に承認申込みのあった溶接施工方法及びその施工要領にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。